

東アジア文化都市 2023 静岡県地域連携プログラム補助金実施要領

第1 通則

東アジア文化都市 2023 静岡県地域連携プログラム補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）、東アジア文化都市 2023 静岡県地域連携プログラム補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及びこの実施要領（以下、「要領」という。）の定めるところによる。

第2 補助事業

(1) 補助の対象となる「地域連携プログラム」とは、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会が定める基本計画の趣旨に従い、文化芸術をはじめ、スポーツ、食、ファッション、芸術・芸能、温泉、旅、花・庭、地域産業、多文化共生等の多彩なテーマで開催する文化事業で、その価値、魅力等を国内外へ発信できる事業をいう。

なお、次に掲げる事業は交付の対象外とする。

ア 令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間継続的に開催されたイベントであって、開催地、主催者、実施態様等を考慮して、事業計画書に記載されたイベントと同等であると知事が認めるもの

イ 県から他の補助金等の交付を受けるもの

ウ 県が関連する外郭団体等の補助金等の交付を受けるもの

(2) 補助事業における条件等

ア ロゴマークの使用

補助事業において、本趣旨の達成に向け、チラシやイベント看板等の広報物において、東アジア文化都市2023静岡県のロゴマークを使用すること。

イ 認証プログラムへの登録

補助事業は、東アジア文化都市2023静岡県認証プログラムへの登録を行うこと。

第3 補助対象者

(1) 補助対象者は、静岡県内の市町が参画する実行委員会等又は静岡県内の政令指定都市を除く市町とする。

(2) 補助対象者は、補助金の執行に係る全ての責任を負うこととする。

第4 補助対象経費及び補助率

(1) 補助対象経費は、要綱第 3 に規定する開催事業に要する経費とする。

(2) 要綱第 3 に規定する補助率の対象となる経費に、市町からの補助金等は含まない。

(3) 要綱第 3 に規定する「知事が別に定めるもの」は、下表のとおりとする。

費目		内容
ア	報償費	企画・調査料（補助対象経費の 10%を上限とする）、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
イ	制作費	作品等制作料、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
ウ	委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）

エ	使用料	会場使用料（付帯設備費を含む）、（現地制作に係る）稽古場・作業工房等の使用料等、チケット販売システム使用料等
オ	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
カ	賃金・保険料	事務整理賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等（臨時に雇用する場合に限る）、展示品保険、イベント保険、新型コロナウイルス感染症対策のための PCR 検査費用等
キ	旅費	国内交通費、国外交通費、宿泊費等
ク	通信費	郵送料等
ケ	著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
コ	広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
サ	消耗品費	消耗品費(新型コロナウイルス感染症対策に要する費用含む)

ただし、次に掲げる経費等については、交付の対象としない。

費目		備考
ア	団体等の職員給与等人件費	時間外勤務手当等含む
イ	団体等の維持管理費	事務所賃料、電話等の契約料、光熱水費、生活雑貨、ウェブサイト管理料、ウェブ会議サービス月額使用料等
ウ	航空・列車・船舶運賃の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等
エ	行政機関に支払う手数料	印紙代、ビザ取得経費等
オ	金融機関、宅配業者等に支払う手数料	振込手数料、代引き手数料等
カ	手土産代	—
キ	飲食に係る経費	取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類
ク	高額な備品	単価 10 万円以上の物品の購入。ただし、10 万円未満であっても、財産形成となる備品（パソコン、撮影・編集機材等）の購入経費は対象外
ケ	施設整備費	—
コ	業として会場の貸し出しを行っていること等が客観的に明らかでない会場の使用料	—

サ	海外傷害保険等の各種保険料	イベント保険、美術品借用に伴うものは除く
シ	予備費・雑費等使途が曖昧な経費	—

第6 経費全般に係る留意事項

- (1) 対象の経費は、支払い完了が事業完了の日から原則 30 日以内に限ること。
- (2) 支払いをしたことがわかる証拠書類が保管されている経費のみを対象とすること。
 なお、支払い関係書類は、補助事業以外の書類と区分し、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、領収書といった順に取引の流れに沿って補助事業年度終了後 5 年間保管すること。
- (3) 支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めないこと。
 口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助対象者と同ーである場合のみ対象とし、支払日が事業完了の日から原則 30 日以内にある 1 回払いのみ認めること。

第7 交付申請時等における知事が必要と認める書類

- (1) 交付の申請
 - ア 事業の概要がわかる書類
- (2) 実績報告
 - ア 支払いに関する書類
 見積書、請書（契約書）、納品書、請求書、領収書等の写し
 - イ イベント開催状況が確認できる写真

第8 審査

- (1) 県は、別に定める審査基準に基づく書面審査を行う。審査は、交付申請書類受理後、随時行う。
- (2) 審査の結果を受け、県が補助事業者を決定し、書面にて交付決定を通知する。

第9 事業実施

補助金は、令和 5 年 12 月 31 日までに事業完了したものを対象とする。

附 則

この要領は、令和 5 年度分の補助金に適用する。